

# 豪族屋敷の形式

池田雅美

## 一

一九六三年一月の日本歴史地理学会例会で、佐藤甚次郎氏が「集落の様式」を発表し、その要旨が『会員通信』第一八号に載せられている。集落の地理学的研究上における類型化の意義を検討し、今日の地理学界で通用している集落の分類に大きな疑問を投げられたが、そのなかで、「豪族屋敷村」の概念は不明瞭で、その主体をなした豪族とは何を指すかについてはきわめて不明瞭であると指摘された点は、まったく筆者も同感である。豪族集落について調査している私にとって、この記事は大きな関心と興味をもったのであるが、岩手県を中心としての豪族集落と、その形式について述べてみたい。

## 二

筆者は、豪族の概念を経営規模が家族労働でまかなえない、しかも人格的隷属関係の農奴のような者をもつものを広く規定し、そうした大、小の豪族を中心として隷属関係をもつ一族によって形成されたもので、形態的には濠、土塁、川、長屋門などの防禦的、閉鎖型構えをもつ集落を豪族屋敷と考え、幅のある概念で名田や隠田と劃然たる概念

規定でなくともよいのではなからうかと思う。したがって豪族屋敷の規模は様々であり、形式もまた様々に分けられるのではないかと考えられる。いわゆる田荘集落、在家集落、何々屋敷、郷土集落などはいずれも豪族集落と考えてよいような気がする。

## 三

豪族集落の形式は第一表の如く、地形上、構造上、集落形態上、豪族の種類上から分けられる。地形上、丘陵（段丘を含む）式のものといふのは起伏の小さい、頂が平らな地形で胆沢扇状地の場合には段丘崖が川か低地に臨み、段丘上

第1表 豪族集落の形式（試案）

地形上	丘陵（段丘を含む）式
	山地式
	平地式
構造上	堀土壘併用式
	単濠式
	複濠式
	無濠式
集落形態上	散村式
	集村式
	城下町式
豪族の種類上	土豪式
	他豪式

をしめるものが多い。籠瀬教授は「むさしの城郭」で関東では台地端に多いとされているが胆沢扇状地の場合には扇端部にあたる段丘面が旧河道か崖に面したところに断然多く扇頂、扇中央部に少ない。今、水沢の五万分の一地形図にあらわれている豪族屋敷の館地名分布をみても私の今までの調査では国道を境として東の扇端部に五つ、扇頂、扇中央部は二つしかみていない。更に地名には館となっていないが明らかな豪族屋敷と考えられるものを含めると国道以東の扇端部には北から八幡の館屋敷、下河原館、仙人の青木氏宅、那須川館、佐倉河中陣場館、古館、

栗林の鈴木氏宅、川岸場の鈴木東氏宅、白山の大館などがあげられる。又、宮城県加美郡宮崎町の古内氏宅、石母田在郷屋敷もこの形式になり地形上の形式として最も多かった。

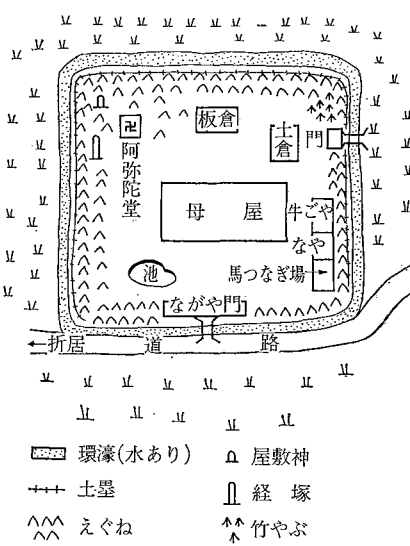


Plate 1 栗林鈴木幸子氏宅 環濠



Plate 2 鈴木幸子氏宅 長屋門

丘陵式の中、仙人の青木氏、<sup>1</sup>佐倉河中陣場の古館、宮城県宮崎町の石母田在郷屋敷に<sup>2</sup>ついては既に発表してあるので省略するが、栗林の鈴木幸子氏宅は胆沢扇状地の金ヶ崎段丘面上にあり、今尚完全な環濠を廻らし、その濠の土をあげたと思われる土塁が内側にある。正面玄関前には立派な十二間の長屋門があり、長屋門には往古、下男を住ませたが現在は納屋になっている。屋敷は土地台帳によると、二、五〇〇坪、周りには杉と栗のえぐねが取りまいている。白山



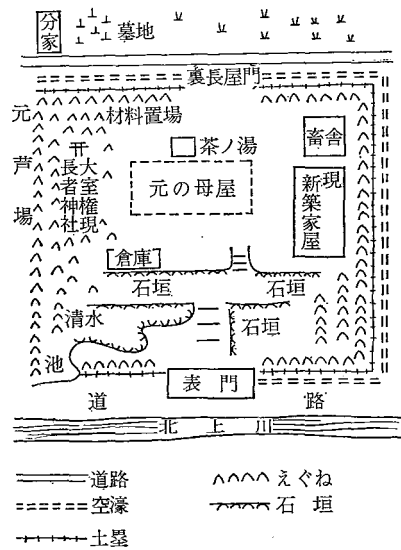
第1図 栗林（鈴木幸子）屋敷

の大館、鈴木家から寛文十二年生れの権内が分家し現在十一代、先祖は紀州藤代の城主で同国藤代外七郷二千余町所領、鈴木氏と号した。文治四年戊申四月二日、源義経に従い奥州平泉に下向し、重家も衣川大蔵坊え処寓し、亀井六郎を陣処より召喚して対面に及び当時の軍族を戮力した。その後八代を経て掃部の後妻権内、三右エ門を生み、夫の死後三右エ門を伴い、折居栗林に同居し三右エ門を同郡上麻生村阿久土屋敷へ分家させたのが寛文十二年のことでこの権内が栗林の元祖となる。その後、鈴木家系譜により

鈴木氏分出表をつくると、寛文十二年三右エ門を阿久土屋敷に出してから享保十六年に利三郎と寛永元年源兵衛を隠居屋敷へ、安永八年権三郎を新屋へ、寛政二年仁右エ門を町屋敷へ、文化十一年茂兵衛を堂田屋敷へ、文政四年丑五

郎を前村へ、天明八年常藏を前屋敷へ、慶応元年良左エ門を川向へ、明治三十四年義隆を東隠居屋敷へ出しており、その他年代不明の分家もあり、現在まで分家約十五、栗林と折居部落に出している。家は五代目の人が建て直し、門も新しく直されているが屋敷の一隅には屋敷神(明神)は勿論、文部省からも調査されたという約七二〇年前の作品といわれる阿弥陀をまつた堂もある。又倉は土蔵一に穀物倉二庫、又えぐねの中には文政五年の庚申供養塔としての経塚がある。同家所蔵の文化元年下伊沢折居樋場内改帳、肝入仲左エ門、及、文化二年、下伊沢中野村の内折居竈数御改書上扣、肝入谷右エ門によると男六、女四で十人、文化十一年も十人、天保七年御救助として金子調達永々苗字帯刀麻生下御免成候御事として苗字帯刀を許され、文久二年、下胆沢折居高人数御改帳、肝入、鈴木一郎によれば家族十一人、その他下男、下女を使用していた。下男の報しゅうは三十年位まで年俸で三石位、下女一石位だが下女は被服でもらう。大正十三年人夫町買出帳、栗林鈴木誠信によれば下男四人、下女五人を使用していることがわかり、田植時は人夫八二人で下男は米石で下女は此給衣類のことに約束、御金四十円見当とある。その内訳は新銘仙一反、朱子帯一反、上布シマ一反、阿波ちぢみ一反、晒白一反、雪袴地となっており、その外馬方も使用し、普請費用、年収入、桑蚕収支、新聞払出など明細に記してある。尚、同幸子氏によれば昭和の始まで下男五人を備っていたという。現在耕地は三町以上で田植時はやはり百人位かかるという。

又、川岸場の鈴木末氏は鈴木氏家譜によると先祖は伊豆国加茂郡一字那賀郡の内鈴木郷、相模国愛甲郡一字高座郡の内、吉田在家右為軍功之賞宛行者也仍如件義家(墨印)とあって七代まで伊豆相模におり、そこから八代のとき海岸奉行として、本吉郡、奥州奉行人として下降住居、葛西の家来となり、十三代鈴木六郎、出羽守重行が和賀阿波守と縁故の為鬼柳左京太夫と一緒に主人の葛西に反抗して本吉歌津城が潰され、しばらく鬼柳にいたらしい。そして十八代



第2図 川岸場鈴木東氏屋敷

鈴木相模守重信のとき現在に住し、家来をつれて百姓を始めた。

屋敷は前面南に北上川をひかえ段丘崖を利用しており、堀は現在空堀となり、土塁は北西に残っている。堀の内は昔のシンガリ屋敷で、現在一、八〇〇坪、南の北上川に面したところにヤグラ門があり段丘崖を上るところにわずかの石塁が残っている。北側にも長屋門があり、昔は全部で門が四つあったという。石塁を数段上ったところに母屋があったが（一九六二年）こわして現在新築している。屋敷の西南えぐね中に内神として長者神社があり大室権現を祀っている。室の権現は屋敷神であり、長者神社は先祖をまつた神で屋敷神には旧九月一日に献膳を二膳した。生きた鮎を二匹ずつと赤飯とおみきを供えた。又神社の祭りは旧二月の卯の日で一月十五日に餅をつき直径五糎のものを二四とっておいて二月の卯日に焼餅にしてコブと田作り（ゴマメ）とかぶとおみきを供える。そのとき一つだけ供えてあとの二三をカブぞうににして主人だけが食う。その後古文書をみせるのでそれ以外の日には絶対古文書類をみせない習いである。又、屋敷の南には藩政時代御蔵場があった。伊達藩になってからは郷士として農業経営をし直参として苗字帯刀を許されている。又大肝入をするようになってからは肝入役、御蔵守、ひらた肝入、新御買米御用帆役御判肝入、鮭御子籠御用、御材木受払役御買人などの役もつとめ、六日入邑伝説によれば明暦年間に名子は五人、水呑一人となっている。始めの分家は寛永五年、四貫

七九一文を与えているし、延宝年中は一貫二八二文を与えて別家させている。これは血縁関係でないらしい。又元禄二年には二貫二二四文で分家させているがまもなく亡くなったのでこの干場屋敷二貫二二四文はそのまま戻った。次は元禄三年、二貫一一七文で分家させ、宝暦五年には一貫八二九文で分家、明和二年には一貫八三八文で分家、これも血縁がなかったらしい。次は安永三年二貫三九支で分家、それ以外はよく調べ得なかったが分家額計一三貫七六九文のようで、これを大室家録からみると分家前の持高が一〇貫八九八文となっていてこのままでは足りなくなるはずであるがこれは近在の税金に困っているものなどから買いとった土地もあり、分家ですぐ亡くなって戻った土地もあり、延宝八年には一貫二三五文の銭神屋敷から持高を譲りうけているし、更に天和元年には合野屋敷から持高一貫七六文の地を譲りうけたりしているので不思議ではない。現在の耕地面積は二町歩畑地七反位又、名子、水呑の外に大肝入のとき罪人を奴隸として殿様からおくられて奴隸にしたものもあつた。えどうしは内えどうし（ヂキ別レ）十軒、外えどうし十五軒、内えどうしは川岸場に九軒、姉体一軒、外えどうしは川岸場、水沢、姉体、大船渡、黒石など他の部落もある。川岸場の東氏宅を中心にその附近だけで分家十四軒をもつ豪族集落である。ただ疑問の点は同家の墓地には文禄のころには住みついたという十八代重信の墓があるがその墓地に板碑の天正六年十月二十四日孝子重信白と刻まれた経塚のあることである。これも何かの資料で解決したいが豪族屋敷であることは明らかである。

又、白山村、内館の鈴木正郎氏宅は、栗林鈴木家の本家であることは両家の家系図の対照によつてもうかがいしることが出来る。同家系図によれば、先祖は紀州、藤代城主也、同国藤代外七郷、式千余町所領、鈴木氏と号し、治承元年十一月十日に卒となつている。その後鈴木三郎重家源九郎判官が義経公に仕え、文治二年陸奥に下向、同五年閏四月二十八日恭衡征伐の節、重家討死、嫡男重光も十七才で共に討死、建長二年三月鈴木重徳奥砦下向父及兄供養為担

沢郡、麻生郷居住、是内館脇也とあり、その後、建武二年、葛西の家臣となり、麻生の中、十二貫文の知行となる。応永十七年には葛西晴信公から太刀拝領、当城主より具足二を拝領している。しかし永禄元年、麻生城主左京大夫の勘氣を蒙り、鈴木次郎少輔は西磐井郡衣川郷に退居し衣川に住した。更に天正十三年、伊達政宗公のために麻生館、

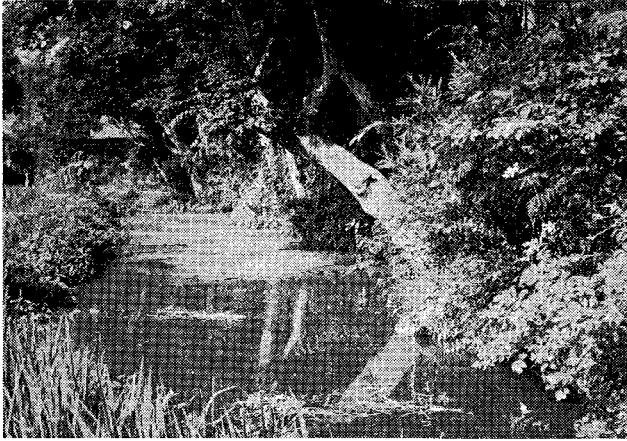


Plate 3 白山 鈴木氏 大館の内堀

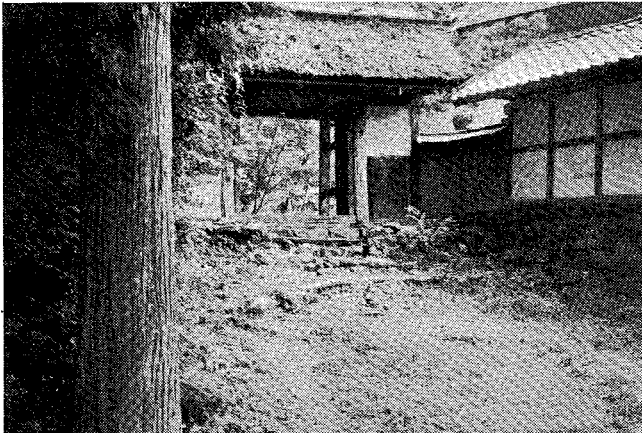


Plate 4 黒石 千葉武男氏 慶長5年建築銘のある正門



落城、当城主白川に落行してから麻生館脇の本の吾屋敷十二貫文の地を取戻した。現代二十八代、現在、屋敷三反歩、田七反、と農地解放で減っている。屋敷は殆ど周囲全部にえぐねがあり西南隅に氏神、大館稲荷大明神を祀っている。西から北にかけて内堀があり水を湛えている。西の田の中に小高くなった丘に館があつたさうである。分家は二十軒、同じ部落に七、他部落に十三となっているが、全部、鈴木姓を名乗り、正月には内えどうし、外えどうしも全部集るといふ。分家の中名子三軒あり、又下男も使っていた。以上は既発表のものと共に地形上、丘陵立地の豪族屋敷と考えられる。

次に山地式の例として藤沢町白山の及川氏屋敷、水沢市柳の千葉氏宅、宮城県登米郡の中田、笠原城があげられる。<sup>6</sup>この中笠原城については既に発表してあるので略すが、藤沢の白山、及川氏宅も水沢市下柳の千葉氏宅もいずれも山上にあり、千葉氏山上登り口の門には慶長五年の刻みある木材があり、十五町の田を名子に耕作させ、屋敷内には立派な氏神（八幡社）もあり、濠の一部も残っている。山手の方に十一の溜池をもち灌漑に利用した。又屋敷内には水神もあり、経塚もある。葛西の下臣で伊達に取立てられた豪族である。又江刺市滝の沢屋敷もこの形式にいられるかも知れない。<sup>7</sup>

次に平地式のものとしては遠野市土淵の阿部屋敷があげられるが、広大な平野に立地したものでない。<sup>8</sup>

構造上の様式では、堀、土塁を併用する式のものが多く、地形上の平地、丘陵面のものには殆どこの形式のようである。堀には単濠と複濠とあり、大部分は単濠で、筆者の今まで調べたもので複濠のものは遠野の阿部屋敷と前沢の白山の大館である。これは地形が平地で自然的防禦性が乏しい為と考えられる。<sup>9</sup>

又無濠の例としては玉里（江刺市）の金田屋敷だけである。これは寛文十一年に被官七戸、下人十一人を従え、家

族全体で六九人もいた豪族であるが、初めは山城であり、現在の地に降りて、農業経営するころは乱世でなく濠の必要性がなかったかも知れない。

次に集落形態上散村になったものは、既に牧野氏が、豪族集落と関係が深いといわれたが、岩手県を中心として東北の筆者の調査では遠野の阿部屋敷と水沢市の仙人、青木氏宅、中陣場の古館だけで、大部分は疎状塊村をなしたものが多かった。又豪族屋敷が城下町にあるいは地方都市に発達したものとしては既に発表した宮城県中田の笠原城と宮城県加美郡の石母田（古内）屋敷である。又山形盆地の長瀬城もその形式であることは山口弥一郎氏がのべられている。<sup>11</sup>

豪族の種類上の形式からは、土着の豪族を中心として発達した集落と他郷から入ってきた豪族を中心として隷属関係を結ぶ集落に発達したものとあるが、筆者の調査からは、遠野市の阿部屋敷を除いては全部他豪式のものであった。

## 註

- 1 長井政太郎 東北の集落
- 2 池田雅美 東北地方の豪族屋敷調査、地理学評論 三四の七
- 3 鈴木氏家譜
- 4 鈴木文書 六日入邑伝記
- 5 鈴木文書 大室家録
- 6 池田雅美 前掲
- 7 池田雅美 岩手県における土豪屋敷の例 教育地理（三の一）
- 8 池田雅美 前掲 地理学評論、三四の七
- 9 池田雅美 同右
- 10 牧野信之助 散居制と環濠村落 歴史と地理（二七の一、二、三）
- 11 山口弥一郎 東北の集落 集落地理学講座